

後であったが、1961年はA区No.1, C区No.2が前年より幾分多くなっているが、他はほとんど前年と変わりなく、B・C区も2年目の結果では、減収を招来するほど樹勢に影響してはいない。

3. 生理落果について

Fune drop が大体終わった、6月上旬に摘果処理を行ない袋掛けを行なった。袋掛け以後収穫までの落果は各区1%前後で各区の間に差がみられない。

4. 収穫果の大きさ及び熟期について

1果平均重は第8表に示したが、B区は缶詰原料として適当な大きさになり、C区はB区よりも動かに小さいが、適当な大きさの範囲であった。

熟期はA区No.1が若干遅れたようであるが、各区の間では明らかな差はない。

3. 総合考察

1. 試験開始後第2年目までの結果では、新梢の伸び・花芽着生数及び幹周の肥大よりみて弱剪定—弱摘果は処理後最初の1カ年で若干樹勢を衰えさせたようであるが、この区は第2年目から弱剪定—中間摘果として検討している。

普通剪定—弱摘果は、2カ年の継続では樹勢の衰えがみられないが、今後特に検討したい。

第8表. 1果平均重(昭36)

区	樹番号	1果平均重	
		樹全体	調査枝
A	1	182 ^g	186 ^g
	2	203	193
B	1	146	134
	2	154	150
C	1	145	131
	2	136	135

2. 大久保の缶詰用果実生産を目的とした栽培法として

(1) 剪定の面では特別変える必要はなく、摘果の面においては生食用果実生産の場合の約1.5倍程度に着果させるとよい。

(2) 剪定を弱めたらそれに応じて摘果を強めるべきである。

(3) 樹勢によって多少かわるであろうが、樹勢中庸で普通の剪定の場合、満開後45日基準で約20葉に1果の割合に摘果を行なった後、生理落果の様子をみて、満開後50~60日頃に袋掛けを行なえばよい。

但し害虫と黒星病の防除は、確実にこなしておく必要がある。

農協におけるりんごの販売方法に関する調査研究

第3報. 共同販売と共同防除との関係について

佐藤多吉

(青森県農試)

1. はじめに

商品販売において最も大切なことは、大量化・標準化及び計画化という条件を具備することである。りんご販売においても例外ではない。この基本的な考え方は、そのまま農協の販売(共販)のあり方でもある。それ故に本県においては、品質の向上・均質化とその大量化をはかる軸として、まず共同防除(共防)の必要が説かれ、これがまたパイピングやスピードスプレーヤー(S.S)導入に拍車をかけ、昭和36年度現在共防園は3,648ha(14.3%)に達している。

しかし、共防によって得られ大量化されたりんごも、次の標準化・計画化ということになると、その実績も乏しく、また地域差・組合差が著しい。何故かこの理由について筆者等の調査結果を報告する。

2. 共防と共販(共防→農協→経済連)の実態

青森りんごにみられる共防・共販の地域的概況は第1表の通りである。

共防面積の拡大とともに、共販も昭和33年の約209万箱(11.6%)台が、同34年340万箱(16.3%)、35年404万箱(20.7%)台と増加してきている。

第1表. 地域別にみた共防・共販の実情

				面積		生産・販売量			
				全面積	共防比率	生産量	推定販売量に占める経済連扱い比率	共販に対する共防りんごの比率	
津軽地域	東	西	青	753.36 ^{ha}	15.1%	714,000 ^箱	10.6%	42%	
			弘	1,707.14	11.4	1,600,000	18.7	10	
	中南北	黒	7,377.26	12.4	8,202,300	16.4	24		
		五	7,070.00	8.6	7,093,900	25.2	20		
計または平均				25,448.00	14.3	25,158,000	20.6	28	

- 注. 1. 面積・生産量は「35年産りんご現況報告書」による。
 2. 共防面積は36年3月現在の数値である。
 3. 推定販売比率は各地域とも県平均数値の77.5%として計算した。
 4. 共販に対する共防りんご比とは出荷累計に対する共防りんごの比率であり、これは「県経済連」の資料による。

第2表. 調査共防の概況

		地区	農協名	年次導入	台数	受益面積 ^{ha}	利用戸数	園地の状況			資金調達先	資材財受払式	共防設立の母体組織の有無
								品種構成	樹令10年以上の面積比	地形			
津軽地域	野中共立共防	板柳	35	1	14.62	26	国光・紅玉	100.0%	平地	銀行借入	商人対共防	りんご出荷組合	
	三ツ森 "	船沢	35	1	15.30	18	国光・紅玉	100.0%	"	"	農協対共防	"	
	清水森 "	清水森	34	2	31.40	61	国光主体	100.0%	"	農漁資金	"	なし	
南部地域	大向共防	向	34	3	40.99	90	紅玉主体	100.0%	(平地)	2台銀行借入	"	りんご出荷組合	
	丸五 "	名川	34	2	26.60	60	"	100.0%	(平地)	1台農漁資金	"	"	
	七崎 "	豊崎	34	1	12.10	30	"	61.5%	(傾斜地)	"	"	なし	

注. 昭和36年度始め現在。

第3表. 共防りんごの農協扱い状況

			地区りんご園		生産量(昭36年)				調査共防の農協経由販売比率
			全面積	うち地区共防比	全生産量	うち地区共防比	農協扱数に占める地区共防比	農協経路販売比率	
津軽地域	板柳農協	281 ^{ha}	29.5%	397,500 ^箱	31.4%	30.0%	0%		
	船沢 "	376	38.0	490,000	34.1	27.6	5.4		
	清水森 "	60	51.7	85,000	50.6	37.2	52.7		
南部地域	向 "	120	58.3	150,000	66.7	65.0	62.2		
	名川 "	133	69.9	159,600	75.8	54.9	43.9		
	豊崎 "	113	74.3	112,000	60.8	48.0	44.7		

- 注. 1. 販売量は各組合とも生産量の80.0%として計算。
 2. 調査共防の販売比率は昭和35年度分。

第4表. 1戸当り農薬・肥料購入額とりんごの農協取扱い状況

		津 軽 地 域					南 部 地 域				
		野中 共立 共防	三ツ森 "		清水森 "		大向 "	丸 五 "		七 崎 "	
			実数	実 数	比	実 数		比	実 数	実 数	比
農 薬 (円)	33	—	—	—	34,507	100	0	3,424	100	15,558	100
	34	0	36,672	100	34,192	99	29,460	35,024	1,023	18,817	121
	35	0	63,492	173	36,593	106	36,274	40,789	1,191	23,882	154
	36	0	70,061	191	48,637	141	36,195	25,583	747	27,198	175
肥 料 (円)	33	—	—	—	47,932	100	0	41,827	100	47,188	100
	34	0	53,319	100	47,600	99	?	?	—	46,875	99
	35	0	55,679	104	46,999	98	58,852	44,548	107	41,476	88
	36	0	61,089	115	49,667	104	65,484	51,705	124	28,506	61
り ん ご 農 協 扱 い (箱)	33	—	—	—	107	100	0	134	100	300	100
	34	0	115	100	288	269	372	242	181	304	101
	35	0	162	141	310	290	340	300	224	298	99

しかし共防と共販との関係は、地域的には必ずしも同一傾向を示さない。共防りんごが共販体制に乗る比率は、津軽地域より南部地域の方が著しく高い。このことは筆者等の調査事例からも明らかである。

いま調査共防について若干の説明を加えると、品種構成において南部地域は3共防とも紅玉主体であるが、津軽地域は国光のウェートが極めて高いこと、また一般にはS.S導入は、農漁資金等国庫からの資金導入によっているが、調査共防のうち3共防組合は、初年度においては市中銀行からの借入となっており、このようなことが直接的・間接的に影響して、南部地域はより共防りんごの共販に乗る比率が高いこと、また同じ津軽地域でも、清水森共防は三ツ森、野中共立共防より共防りんごの共販に乗る比率が高いこと。また第4表にみられるように農協に与える影響もそれぞれ異なっていること等が特徴としてあげられる。

3. 農協経営に与える影響

1. 組合差の原因

共防の農協経営に与える経済的な面としてまず考えられるのは農協の購販売面に対する影響である。とくにS.Sの導入を契機に、農薬その他の資財の受払形式は、農協対共防方式をとるケースが多くなったので、各組合とも、農薬・肥料等農業資財の購入増、それにとりなりりんごの共販量の増加がみられる。しかし、一様な傾向は示さない。

最初に農薬についてみると、共防設立の母体がりんごの任意出荷組合であった丸五、三ツ森、大向の各共防においては、設立によって共防が一括して農薬を農協より購入した結果、その取扱額は急増している。これに対し

過去にそのような組織を持たなかった清水森、七崎共防の場合はそれほど顕著ではない。

この関係を肥料についてみると、どの共防もS.S導入によるところの顕著な変化を示さない。

次にりんごの共販についてみると、農薬の購入の場合と類似の傾向をもつ。すなわち、清水森、七崎共防においてはS.S導入前と後の共販量には著しい変化はみられない。

しかし1戸当りの共販量は他の共防より多い。これに対し任意出荷組合を母体とした、三ツ森や野中共立共防においては、その1戸当りの共販量は少ない。このことから次のことが要約される。この共防だけに限ったことではないが、このように共防りんごの共販量の少ない原因として、個人感情をぬきにすれば第1には農協施設の貧困があげられる。ただ施設の貧困だけでは必ずしも組合差の原因とは直接的には結びつかない。したがってここで第2の原因として、野中共立や三ツ森共防にみられるように、共防施設資金の導入条件があげられるが、理由はこれだけではない。第3の原因として共防の設立以前に任意出荷組合という組織があったということ。このことはそれだけ出荷面における施設設備もある程度整備されているし、さらにはその販売技術の高さがあげられる。このことは必ずしも、その地区の農協の販売技術が他の地区に比べ劣るためであるというわけではないが、第5表からもその高さを知ることができる。

ただ丸五共防にみられるように、地域によっては同一傾向は示さない。この地域差の原因を次にみる。

2. 地域差の原因

S.Sりんごの共販に与えた影響が津軽地域より、南部地域の方が大きい理由としては次のように要約でき

第5表. 組 合 別 生 産 額 (昭35年)

	津 軽 地 域			南 部 地 域			平 均
	野中共立共防	三ッ森 "	清水森 "	大向 "	丸五 "	七崎 "	
10a 当生産額(円)	108,065	96,729	46,198	52,360	69,852	52,575	70,961
1箱当生産額(円)	438	523	385	384	378	360	411
1箱当純収益(円)	186	186	63	84	89	54	110

る。すなわち。

第1の理由は、津軽は南部に比べ栽培歴史も古く、また面積も広く、生産量が問題にならないほど多い。したがってこれらを出荷し販売するには、南部のように簡単にいかないのは当然で、これが移出商人の存在を余儀なくさせており、この商人の活躍がまた共販体制を制約している。

第2の理由としては品種構成の差異があげられる。津軽では国光が主体であるのに対し、南部は紅玉が主体である。紅玉は即売品であるが、国光は貯蔵性があるので、その産地での販売は先物買いで投機的になり、いわゆる商売のうま味が生じ、商人の活躍する場を与える。

第3の理由は、品種構成との関連において、貯蔵施設をみると、冷蔵するために必要な施設はほとんど移出業者か倉庫業者に占められている。したがって農協が集荷・冷蔵したくても設備の点から難しく、冷蔵りんごは商人の独占するところとなっている。

第4の理由はりんごの販売技術である。農協が近い将来冷蔵設備を持つようになったとしても、今までの農協の性格からして果して商人のような販売ができるかは疑問である(このことについては第1～2報参照)。

このように、商人の強いところ、またそれへの対応として生れた任意出荷組合のあるところ(ともに津軽地域)では、S.Sの導入によって、例えりんごが均質化されるようになっても、それらは必ずしも共販には乗らない。

この地域では制度金融というヒモの強制にともなって、止むなく2級品が共販に乗るということから、共販りんごの値が低く、ますます商人との優劣差を生じている。

4. む す び

共防→共販体制を確立するためには、上述の原因を解くことである。したがってそのためには、農協としては優れた販売技術(施設も含めて)と近代的な生産技術指導が同時に行なわれてこそ、はじめて共販体制が整っていくものである。なお、地域差の原因については高橋和彦氏の研究「青森りんごの技術発展とその問題」(果実の生産と市場)に教えられる点が多いことを附記して感謝する。

5. 参 考 文 献

- 1) 農協におけるりんごの販売方法に関する調査研究 第1報. 共撰共計の必要性について. 東北農業研究第2号. 1960. 第2報. 市場集中度と発言力について未発表.
- 2) 青森県におけるS.Sの利用と効果に関する調査研究(第3報)青森県.
- 3) りんごの栽培全編(第2章. りんごの販売)養賢堂.
- 4) 果実の生産と市場, 京浜地区青森りんごの会.